

青森県報

第二千四百二十三号

平成十六年
十二月二十七日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

告 示

十和田市の設置に伴う人口…………… (市振興課) …… 一

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定…………… (青少年男女共同参画課) …… 二

生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業
所の所在地変更の届出…………… (健康福祉政策課) …… 二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 二

知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (団体経営改善課) …… 三

廃川敷地等の公示…………… (河川砂防課) …… 三

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経理課) …… 三

公安委員会
交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (企画課) …… 三

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十三号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八十四条中「支援する」を「支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、平成十七年一月一日から、十和田市及び上北郡十和田湖町を廃し、その区域をもって十和田市を設置することに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十六条第一項及び第七百七十七条第一項の規定による上北郡及び十和田市の人口を次のとおり告示する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

上北郡 十万七千十八人

十和田市 六万九千六百三十人

青森県告示第七百六十六号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
二六五	書籍	コミックマノン 十二月号	マガジン・マガジン	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六五		レディースコミック微熱 一月号	セブン新社	
二六五		レディースコミック・タブー 一月号	三和出版	
二六五		月刊コール 十二月号	ノースアドブ ランニング	

青森県告示第七百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分		居宅介護事業者	居宅介護事業所	変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	

変更前

医療法人 柏葉会	青森市大字 高田字川瀬 三九三	居宅療養 管理指導	医療法人 柏葉会白 取医院	青森市大字 高田字川瀬 三九三	平成 一六・二・二五
変更後	青森市大字 高田字川瀬 二九四の九		青森市大字 高田字川瀬 二九四の九		

青森県告示第七百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
奥寺一廣	むつ市新町二七の八	居宅療養 管理指導 局	おくでら菜 むつ市新町二七の八	平成 一六・二・三〇

青森県告示第七百六十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二第三第一号の規定により公示する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅支援事業		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
		知的障害者居宅支援 種類		

西北五広域 福祉事務組 合	西津軽郡森田村 大字床舞字鶴喰 一〇四の二	地域生活 援助事業	太陽の家	西津軽郡森田村 大字森田字月見 野二一四の二	平成 一六・三・二〇
---------------------	-----------------------------	--------------	------	------------------------------	---------------

青森県告示第七百七十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡三厩村大字宇鉄字六條間三六の九 伊藤 正廣	三厩村区域	総トン数十 以上二十ト ン未満の漁船 により行う漁 業であつて、 主としていか つり漁業
東津軽郡三厩村大字宇鉄字六條間四八の二 澤田 惣市		

青森県告示第七百七十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

- 一級河川 高瀬川水系古間木川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十六年十二月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置
三沢市字古間木六八の一、六八の二、六八の三、六八の一五三、六八の一七〇、七〇の一＋七〇の二＋七〇の三＋七〇の四、七一の七、七一の九及び七一の二地先並びに同市大字犬落瀬字古間木一六六の一〇地先並びに同市大字三沢字猫又の一、一の三、一の四及び一三二の一六地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
雑種地 五二九・四二平方メートル

青森県告示第七百七十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

十和田信用金庫十和田湖町支店	上北郡十和田湖町大字奥瀬	を削り、
十和田信用金庫稻生支店	十和田市稻生町	を
十和田信用金庫稲生支店	十和田市稲生町	に改める。
十和田信用金庫十和田湖町支店	十和田市大字奥瀬	

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第七号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二中

を	
十和田湖警察官駐在所	上北郡十和田湖町大字奥瀬字十和田一六番地
沢田警察官駐在所	上北郡十和田湖町大字沢田字下洗二四三番地三
奥瀬警察官駐在所	上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平六〇番地三
焼山警察官駐在所	上北郡十和田湖町大字奥瀬字栃久保一一番地三一
十和田湖警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字十和田一六番地
沢田警察官駐在所	十和田市大字沢田字下洗二四三番地三
奥瀬警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字中平六〇番地三
焼山警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字栃久保一一番地三一

に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭